

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年3月3日

収支等命令者

佐賀県立佐賀工業高等学校長 原口 哲哉

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度 学校給食用食物（副食及び米飯加工）供給業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙「令和7年度 学校給食用食物（副食及び米飯加工）供給業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 受託業者の調理施設等 |
| (5) 納入場所 | 佐賀県立佐賀工業高等学校 給食室 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 過去3年間に学校、医療施設又は福祉施設で、多数の者に対して継続的に一日50食以上の食事を供給する業務（以下「給食調理業務」という。）の契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。（複数年契約は、過去3年間にその履行を終了した者又は履行中である者も含む。）
- (2) 給食調理業務に関して、過去3年間に行政処分を受けたことがないこと。
- (3) 調理師又は栄養師等の資格を有し、かつ、特定給食調理業務に3年以上の経験を持つ者を複数名雇用している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和7年3月10日（月）16時までに下記の担当課に持参又は郵送（10日（月）16時までに担当課へ必着）してください。

なお、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は「入札辞退届」を書面で提出してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

郵便番号840-0841 佐賀県佐賀市緑小路1番1号

佐賀県立佐賀工業高等学校 事務室

電話番号 0952-24-4356

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 事業者の概要（様式第2号）

ウ 同種又は類似の業務の実績（様式第3号）

エ 担当予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ちの業務の状況（様式第4号）

オ 行政処分等調書（様式第5号）

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年3月13日（木）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和7年3月3日（月）から令和7年3月19日（水）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の9時から16時までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県教育委員会のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

日時 令和7年3月19日（水）14時00分

場所 佐賀県立佐賀工業高等学校 管理棟1階 第1会議室

(5) 入札方法に関する事項

ア 入札者の直接持参による入札とします。代理人が入札する場合は、別紙の委任状の必要事項を記入のうえ入札時に提出してください。

イ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできません。

ウ 副食及び米飯加工料1食あたりの単価で入札します。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載してください。入札額は一銭単位とする。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額

(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額)

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

- (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札

者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(5) 再度入札に関する事項

ア 開札した場合において、6（4）の規定による落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行います。

イ 再入札の執行回数は、二回（一回目の入札を含め三回）を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(6) 契約書作成の要否 要

※この公告に掲げる入札は、令和7年2月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県教育委員会ホームページにより公告します。